平成２２年（フ）第８９９号
東京都板橋区三園１丁目31番19―306号　ライオンズガーデン西高島平
破産者　堀ノ内千惠
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４３号
東京都八王子市元本郷町３丁目12番20―204号
破産者　加藤　京子
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００２号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―810
破産者　中谷　真久
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００３号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―810
破産者　中谷　洋子（旧姓海老原）
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５４１号
福井県坂井市丸岡町寅国第11号８番地
破産者　株式会社丸岡縫製工業所
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１４号
名古屋市中村区名駅５丁目４番14号
破産者　有限会社ソフトマップ
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７９号
京都市西京区大枝沓掛町26番430
破産者　有限会社アスター
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
大阪府豊中市蛍池北町１丁目４番13号
破産者　呉村　忠彦
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番25号
破産者　有限会社関西まるあい
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
神戸市中央区中山手通１丁目17番17号
破産者　有限会社ビィジョテリーマツイ
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第８７０号
大分市明野高尾３丁目１番１号
破産者　株式会社メイゾンホーム
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９６号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目５番13号、住民票上の住所札幌市豊平区美園１条４丁目３番９号　コーポオリオン20号
破産者　中上　幸恵
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０号
茨城県つくばみらい市狸穴1210番地の13
破産者　有限会社ホーラクリーン
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３８８号
千葉市中央区南町３丁目18番18―101号、開始決定時の住所千葉県四街道市めいわ３丁目22番24号
破産者　曾根　一郎
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第８９３号
岐阜県郡上市大和町剣1506番地５
破産者　有限会社エコロジー企画
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
静岡県沼津市高島町23番12号　プランシェ沼津高島町304
破産者　Ｔｒｉｐｌｅ　Ｔｏｐｓ有限会社
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
三重県松阪市田村町53番地12
破産者　坂口　伸介
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３１７号
滋賀県湖南市夏見815番地10
破産者　有限会社湖南物流
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿屋市吾平町下名978番地１
破産者　株式会社五大
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿屋市吾平町下名727番地１
破産者　重田志農夫
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第８２２号
千葉市花見川区畑町432番１号
破産者　株式会社幸和
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係